

島根県報

平成23年12月27日 (火) **号外 第 211 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【人委規則】

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則(平成23年島根県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。